

国海環第 99 号
国海査第 309 号
令和 2 年 12 月 23 日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局海洋・環境政策課長

田村 顕洋

(公印省略)

検査測定課長

石原 典雄

(公印省略)

海洋汚染等防止法検査心得等の一部改正について

標記について、海洋汚染等防止法検査心得等の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、ご了知頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。



海洋汚染等防止法検査心得等の一部改正について

I. 背景

規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続（※）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされているところである。

これを踏まえ、押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和 2 年国土交通省令第 98 号）により、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和 46 年運輸省令第 38 号）海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和 58 年運輸省令第 39 号）及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和 58 年運輸省令第 40 号）の改正が行われたところ。当該省令改正に伴い、海洋汚染等防止法検査心得等において、規定している国民や事業者等に対して押印を求めている手続について押印を不要とする等の所要の改正を行うこととする。

※所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの

II. 改正の概要

1. 記名押印、署名の廃止等

- 以下の通達において、国民や民間事業者等に対して押印、署名等を求めている手続について、押印等を不要とするための規定（様式を含む。）の見直しを行う。
 - ・海洋汚染等防止法検査心得（昭和 59 年舶査第 54 号）
 - ・原動機の放出量確認等業務要領（平成 22 年国海安第 57 号）
 - ・硫酸化物放出低減装置の低減量確認等業務要領（平成 30 年国海環第 127 号）
 - ・二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等業務要領（平成 24 年国海安第 147 号）

2. その他

- その他所要の改正を行う。

III. 適用日

令和 3 年 1 月 1 日